平成２８年（フ）第７８５号
仙台市青葉区郷六字舘64―２　リバーサイドハイツ203、住民票上の住所仙台市太白区東中田１丁目14番25号　リヴィエールⅡ102
債務者　三橋　尚美（旧姓垂井）
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
川崎市高津区坂戸１丁目５番８―１号
債務者　吉澤　正二
成年後見人　吉澤眞利子
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
山梨県北杜市小淵沢町4515番地
債務者　宮沢　英一
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
長野市上松３丁目10番３号
債務者　中村　重子
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
長野県松本市大字岡田下岡田124番地２　犬飼ハイツ岡田201
債務者　菅野　美鶴
１　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４号
長野県諏訪市大字豊田1562番地１　シティーハイムサンシャイン104
債務者　三浦　　匠
１　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３８４号
岐阜市大宝町３丁目２番地
債務者　小瀬木勝浩
１　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９号
兵庫県加古川市野口町長砂998番地　日光ハイツ加古川壱番館507号
債務者　福岡　孝男（旧姓板倉）
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１３号
兵庫県加古川市加古川町溝之口353番地の８
債務者　万能スポーツ整骨院こと　西島　守彦
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１６号
兵庫県姫路市北条口２丁目39番地１　グラジオ北条口1003
債務者　平川　和男
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７号
兵庫県加古郡播磨町北本荘１丁目13番26―304号
債務者　大隅　淳也
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６１３号
広島市中区南竹屋町８番17―202号、申立時の住所広島市中区富士見町８番５―803号
債務者　垣下　和之
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
広島市西区井口鈴が台３丁目22番13号
債務者　下谷　夕子
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２号
広島県三次市南畑敷町588番地１
債務者　氏原　晃稔
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第３号
広島県三次市南畑敷町588番地１
債務者　氏原　久美
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第２７７号
佐賀市高木瀬西３丁目３番527号　高木団地
債務者　中村　一代
１　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
佐賀市西魚町５番地１　パルモア城西105
債務者　木下　直也
１　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係